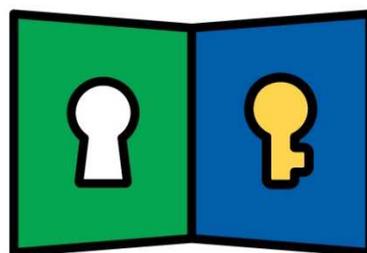


# 丸山国際交流資金貸付の申込募集について



はじめるまち。  
**西都市**

あなたのはじめるを応援するまちへ。

令和4年12月

西都市教育委員会 教育政策課

## 目次

1. 丸山国際交流資金貸付制度の概要.....	1
(1) 制度の概要	(4) 貸付利子
(2) 貸付要件	(5) 貸付金の返済
(3) 貸付額	
2. 貸付希望者の申請手続きについて.....	1
(1) 事前相談	(3) 貸付の審査と可否の決定
(2) 貸付申請	(4) 連帯保証契約書の締結
3. 貸付決定後のスケジュールについて.....	2
(1) 借用証書	(3) その他の届出
(2) 貸付金の振込	(4) 返済について
4. 注意事項.....	4
5. 提出先及び問合せ先.....	4

# 1.丸山国際交流資金貸付制度の概要

## (1) 制度の目的

丸山国際交流資金貸付制度は、丸山国際交流資金貸付基金条例（昭和63年西都市条例第24号）に基づき、海外を学びの場としてチャレンジする小学生から大学生に対して学資を貸し付けることにより、国際化社会に対応できる人材を育成することを目的としています。



## (2) 貸付要件

以下の全ての要件に該当する方が対象となります。

- ① 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部は除きます。）、大学、高等専門学校、専修学校、国の行政機関の施設等機関である大学校のいずれかに在学していること。
- ② 保護者が、ア～ウのいずれかに該当すること。
  - ア 本市に引き続き5年以上居住していること。
  - イ 本市に居住し、かつ、居住している家を所有していること。
  - ウ 本市に居住し、かつ、本市に引き続き5年以上居住することにつき誓約書を提出すること。

※保護者：未成年に対して親権を行う者（親権を行う者がいないとき、未成年後見人）。学生又は生徒が成年に達しているときは、成年に達する前にその保護者であった者。

## (3) 貸付額

1名あたり40万円以内  
各年度7名以内に貸し付けます。

## (4) 貸付利子

貸付利子は 無利子 です。

## (5) 貸付金の返済

貸付を受けた翌年度から返済が始まります。返済期間は、貸付を受けた翌年度から4年以内で、年間四半期ごとに専用の振込用紙にて返済していただきます。

→「3.貸付決定後のスケジュールについて」を参照

# 2.貸付希望者の申請手続きについて

## (1) 事前相談

申込前に制度について説明を受けていただきますので、必ず保護者・生徒等同伴でご来庁ください。また、申請に必要な書類は当日配布するほか、本市公式ホームページからダウンロードできます。

(2) 貸付申請

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せてご提出ください。

	書類	必要部数	備考
ア	国際交流資金貸付申請書	1部	様式第1号
イ	住民票謄本	1部	市民課等で取得
ウ	印鑑登録証明書	1部ずつ	連帯保証人分。市民課等で取得
エ	市県民税所得証明書	1部ずつ	世帯全員、連帯保証人分。税務課等で取得
オ	市税完納証明書	1部ずつ	世帯全員分。税務課等で取得
カ	資産証明書	1部ずつ	世帯全員分。税務課等で取得
キ	在学証明書	1部	在学又は在学予定の学校で取得。発行できない場合は、合格証明書等を提出し、後日在学証明書をご提出ください。
ク	連帯保証契約書	2部 (2部×1名分)	様式第2号。
ケ	個人情報提供等に関する同意書	3部 (1部×3名分)	様式第3号
コ	申請理由を証明するもの	1部ずつ	海外渡航の費用が分かるもの、学校長の推薦書等
サ	承諾書兼預金口座開設届	1部	教育委員会様式

(3) 貸付の審査と可否の決定

提出された申請書類に基づき国際交流資金貸付選考委員会において審査したのち、貸付の可否を決定します。その後、審査結果に関する通知書を申請者及び連帯保証人に通知します。

(4) 連帯保証契約書の締結

ご提出いただいた連帯保証契約書を本市で押印後、連帯保証人にご返送します。

### 3. 貸付決定後のスケジュールについて

(例) 令和5年4月に貸付申請を行った場合

	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度	R9(2027) 年度
4月	貸付申請				
5月	貸付決定 資金の振込	返済第1期分:末日まで	返済第1期分:末日まで	返済第1期分:末日まで	返済第1期分:末日まで
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
8月		返済第2期分:末日まで	返済第2期分:末日まで	返済第2期分:末日まで	返済第2期分:末日まで
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
11月		返済第3期分:末日まで	返済第3期分:末日まで	返済第3期分:末日まで	返済第3期分:末日まで
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2月		返済第4期分:末日まで	返済第4期分:末日まで	返済第4期分:末日まで	返済第4期分:末日まで

(1) 借用証書

国際交流資金の貸付決定後、国際交流資金借用証書(様式5号)をご提出ください。

※その他、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。

(2) 貸付金の振込

事前にご指定いただいている口座に振り込みます。

(3) その他の届出

次の事由が生じた場合には、速やかにご連絡いただいたうえで、必要書類をご提出ください。

- ① 貸付決定者又は連帯保証人の氏名及び住所その他重要事項に変更があったとき…氏名等変更届
- ② 渡航予定者が休学、転学又は退学したとき…就学状況変更申出書
- ③ 停学その他の懲戒処分を受けたとき
- ④ 渡航が中止になったとき
- ⑤ 本市に居住しなくなったとき
- ⑥ 貸付金を必要としない理由が生じたとき

(4) 返済について

① 返済の方法

原則として、年間四半期ごとの銀行振込による支払となります。なお、繰上げ返済も可能です。

※返済スケジュールは上表をご参照ください。

例えば、40万円の貸付を受けた場合、1期ごとの返済額は25,000円です。

※金融機関の営業日等の関係で納期限が前後する可能性があります。

② 返済の遅延

正当な理由がなく、定められた納期限までに1ヶ月以上返済が遅延した場合は、返済期日の

翌日から民法 404 条に定める法定利率の遅延利息を徴収する場合があります。

### ③ 一括返済

貸付決定者が以下のいずれかに該当する場合は、貸付金を一括返済していただく場合があります。

- ア 本市に居住しなくなったとき
- イ 貸付金を必要としない理由が生じたとき
- ウ 虚偽の申請又は不正の手段によって貸付を受けたとき

## 4. 注意事項

- (1) 提出書類にはボールペンを使用してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンの使用は不可です。
- (2) 書類を訂正する際には、修正液、修正テープ、豆印等の浸透印を使用せず、二重線を引いて訂正印（又は捨印）を押印し、周辺の余白に正しい文言をご記入ください。
- (3) 書類に不備等がある場合は受け付けられません。日程に余裕をもって申請してください。
- (4) 書類の提出は原則持参としますが、新型コロナウイルス等の感染防止対策として、郵送での申請も可とします。郵送で申請される場合は、事前にご連絡いただき、封筒の表面に「丸山国際交流資金貸付申請書在中」とご記入ください。
- (5) 申請に誤りや虚偽の内容があった場合、申請が無効となる場合があります。

## 5. 提出先及び問合せ先

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地

西都市教育委員会 教育政策課（西都市役所 3 階）

教育総務係 奨学資金担当

（電 話）0983-43-3106

（F A X）0983-43-2067

（E-mail）kyouiku@city.saito.lg.jp